

指定（介護予防）短期入所生活介護  
重要事項説明書  
～空床型ユニット型～

社会福祉法人 ふたあら福祉会  
飯田川ショートステイセンターわかば園ユニット

# 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
飯田川ショートステイセンターわかば園ユニット  
(秋田県指定 第0571051515号)

## 1. 事業者の概要

経営法人の名称	社会福祉法人 ふたあら福祉会
法人代表者名	理事長 齊藤 豊隆
事業所の名称	飯田川ショートステイセンターわかば園ユニット
管理者名	センター長 鈴木 幸喜
所在地	秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地168番地の1
併設事業所	従来型特別養護老人ホーム(定員50名) ユニット型特別養護老人ホーム(定員30名) (介護予防)短期入所生活介護(併設型定員10名) (介護予防)短期入所生活介護(空床型ユニット型) (総合事業)通所介護(定員30人) 居宅介護支援 在宅介護支援センター

## 2. 事業の目的と運営の方針

### 事業の目的

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

### 事業所運営方針

当事業所においては、提供する指定(介護予防)短期入所生活介護、介護保険法並びに厚生労働省令の趣旨および内容に沿って行うものとする。

- (1) 当事業所は、利用者の要介護状態等に応じてサービスを提供する。
- (2) 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供は、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮し、適切な介護技術をもって行う。
- (3) 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供にあたって、職員は、懇切丁寧を旨とし、利用者または家族に対し、サービス内容および提供方法について理解しやすいよう説明を行う。

- (4) 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等行動を制限する行為は行わない。
- (5) 当事業所は、提供する指定（介護予防）短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。

### 3. 事業所の概要

事業所の名称	飯田川ショートステイセンターわかば園ユニット
事業所種別	指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
管理者	センター長 鈴木 幸喜
開設年月日	平成19年 4月 1日
所在地	秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地168番地の1
電話	018-877-7077
交通の便	JR／奥羽本線 大久保駅下車、バス／中央交通五城目線 大久保駅入口下車、駅／バス停より徒歩5分
敷地概要	11,816.08㎡ 事業者の所在地
建物概要	鉄筋コンクリート造銅板葺・陸屋根平屋建 延べ床面積 4,118.45㎡ 事業者の所有 平成 4年 4月 1日新築 平成11年10月 1日増築 平成19年 2月23日増築 平成21年 6月30日増築 平成22年10月19日増築
定員	指定（介護予防）短期入所生活介護 空床利用
(1) 居室	個室10室×3ユニット（合計30室） 14.26㎡（21室） 14.12㎡（ 9室）
(2) 主な共用設備	1 交流ホール 2 共同生活室／キッチン 3 談話室 4 中間浴室／脱衣室 5 個人浴室／脱衣室／洗濯室 6 トイレ／洗面所 7 私物庫／物入れ 8 介護・看護室 9 静養室／看護室／医務室
(3) その他	各個人用ベッド・全てのトイレ・浴室にナースコール設備等を設置しています。

#### 4. サービスの内容

##### (1) 介護保険給付サービス

介護度等に応じたサービス計画を作成し、入居者の承諾のもと計画に応じた介護サービス（入浴：排泄援助：生活援助等）を提供します。

種 類	内 容
介 護 全 般	利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行う。
入 浴 ・ 清 拭	基本的には週2回以上。なお、身体状況等により入浴が困難な場合は、清拭を実施している。
排 泄 援 助	心身の状況に応じ、適切な方法で排泄自立をめざす。困難な場合はオムツ等を使用し、適切な援助を行う。 (オムツ交換については、定時交換5回、他随時)
機 能 訓 練	必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善・維持のための機能訓練を生活ケアの中で行う。
相 談 ・ 援 助	必要に応じ、利用者や家族に対して生活・介護・環境等に関する相談・助言を行う。
生 活 援 助	シーツ交換（原則週1回、その他汚れ等により随時交換）、居室、共用部分の清掃、その他クリーニング取次ぎ、宅配便、郵便物の取次ぎ等。
健 康 管 理	隔週の嘱託医による回診および医療処置、健康相談。

##### (2) 介護保険給付外サービス

区 分	利 用 料
食 事	利用者の栄養状態を基に管理栄養士を中心に話し合い、その上でその方に合った食事を1日3食、原則として食堂内配膳いたします。また、選択食などを行います。さらに、それぞれの病態に応じた食事の提供もいたします。 《食事時間》 朝食7：20～ 昼食12：00～ 夕食17：30～ 食事の提供に要する費用（食材料費・調理費相当分）について、所得段階に応じた自己負担額を支払っていただきます。
理 髪 ・ 美 容	理髪サービス、美容サービスは別料金になります。
洗 濯	私物は、施設において洗濯いたします。ただし、施設で対応できない洗濯物は、近くのクリーニング店での対応とさせていただきます。
日 用 品	日常生活に要する消耗品（石鹸・シャンプー・リンス・おしぼり・トイレットペーパー・ティッシュペーパー等）を提供します。
物 品 購 入	毎週日曜日の出張売店をご利用いただけます。また、利用者、ご家族が買い物できない場合は、買い物の代行を行います。
そ の 他	宅配便・郵便物・新聞・電話の取次ぎなどを行います。また、手紙などの代筆も行います。

(3) 保険給付外（特別なサービス）

下記については、その都度実費を直接業者に支払っていただきます。

区 分	支 払 対 象
理 髪・美 容	理髪・美容の代金。
施 設 外 洗 濯	クリーニング店へ依頼の洗濯代金。
物 品 購 入	売店および出張売店で購入するおやつなどの代金。 日常生活を送る上で必要な物品（衣類・スリッパ・歯ブラシなど）の購入、個別に希望する消耗品（整髪料・化粧品など）の購入、嗜好品の購入などの代金。 買い物を代行した場合の買い物代金。
そ の 他	医療費等

5. 利用料

(1) 保険給付

区 分	利 用 料
	<p>「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。</p> <p>要介護度等に応じた介護報酬の告示上の自己負担額と、対象となる加算についての自己負担額との合算額を支払っていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・夜勤職員配置加算 夜間帯の職員を3名配置(通常2名)し、夜間も手厚い介護に当たります。</li><li>・送迎加算 入退所に送迎した場合には、片道につきいただきます。 1割負担者184円 2割負担者368円 3割負担者552円</li><li>・サービス提供体制加算 介護福祉士の資格のある職員を80%以上配置しているか、勤続10年以上の介護福祉士の資格がある職員を35%以上配置し、専門性の高いケアを提供しています。</li><li>・看護体制加算 常勤の看護師を1名以上配置（Ⅰ）し、さらに基準配置人員より看護職員を多く配置（Ⅱ）して、異常の早期発見に努めると共に24時間連絡体制を確保している。</li></ul>

区 分	利 用 料
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等処遇改善加算 介護職員等の処遇を改善するために、賃金改善や資質の向上・キャリアアップ等の取り組みに使われます。 (基本サービス費+各種加算減算) × 14.0%を加算します。</li> <li>・長期利用者に対する減算 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合、所定単位数から下記の金額が減算となります。 1割負担者30円 2割負担者60円 3割負担者90円</li> </ul>

(2) 保険給付外 (食費・滞在費)

下記について詳細は「利用料金表」のとおりです。

区 分	内 容
食 費	食事の提供に要する費用 (食材料費・調理費相当分) について、所得段階に応じた自己負担額を支払っていただきます。
滞 在 費	居住に要する費用を個室 (光熱水費・室料相当分) について、所得段階に応じた自己負担額を支払っていただきます。

## (3) 飯田川ショートステイセンターわかば園ユニットー介護予防短期入所生活介護（空床型ユニット）

令和6年8月1日～

## ユニット利用料金表

(1日/円)

介護度区分	介護サービス費	サービス提供体制強化加算	介護職員等処遇改善加算	小計 ①	負担限度額の階層	食費 (日額) ②	滞在費 (日額) ③	1日当たりの 料金 ①+②+③
要支援1	529	22	77	628	第1段階	300	880	1,808
					第2段階	600	880	2,108
					第3段階①	1,000	1,370	2,998
					第3段階②	1,300	1,370	3,298
					第4段階	1,445	2,066	4,139
	1,058	44	154	1,256	第4段階(2割負担)	1,445	2,066	4,767
	1,587	66	231	1,884	第4段階(3割負担)	1,445	2,066	5,395
要支援2	656	22	95	773	第1段階	300	880	1,953
					第2段階	600	880	2,253
					第3段階①	1,000	1,370	3,143
					第3段階②	1,300	1,370	3,443
					第4段階	1,445	2,066	4,284
	1,312	44	190	1,546	第4段階(2割負担)	1,445	2,066	5,057
	1,968	66	285	2,319	第4段階(3割負担)	1,445	2,066	5,830

## (4) 飯田川ショートステイセンターわかば園ユニット－短期入所生活介護（空床型ユニット）

令和6年8月1日～

## ユニット利用料金表

(1日/円)

介護度区分	介護サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算	看護体制加算(1)	看護体制加算(2)	介護職員等処遇改善加算	小計①	負担限度額の階層	食費(日額)②	滞在費(日額)③	1日当たりの料金①+②+③
要介護1	704	18	22	4	8	106	862	第1段階	300	880	2,042
								第2段階	600	880	2,342
								第3段階①	1,000	1,370	3,232
								第3段階②	1,300	1,370	3,532
								第4段階	1,445	2,066	4,373
								第4段階(2割負担)	1,445	2,066	5,235
	1,408	36	44	8	16	212	1,724	第4段階(3割負担)	1,445	2,066	6,097
	2,112	54	66	12	24	318	2,586	第4段階(3割負担)	1,445	2,066	6,097
要介護2	772	18	22	4	8	115	939	第1段階	300	880	2,119
								第2段階	600	880	2,419
								第3段階①	1,000	1,370	3,309
								第3段階②	1,300	1,370	3,609
								第4段階	1,445	2,066	4,450
								第4段階(2割負担)	1,445	2,066	5,390
	1,544	36	44	8	16	231	1,879	第4段階(3割負担)	1,445	2,066	6,329
	2,316	54	66	12	24	346	2,818	第4段階(3割負担)	1,445	2,066	6,329
要介護3	847	18	22	4	8	126	1,025	第1段階	300	880	2,205
								第2段階	600	880	2,505
								第3段階①	1,000	1,370	3,395
								第3段階②	1,300	1,370	3,695
								第4段階	1,445	2,066	4,536
								第4段階(2割負担)	1,445	2,066	5,561
	1,694	36	44	8	16	252	2,050	第4段階(3割負担)	1,445	2,066	6,586
	2,541	54	66	12	24	378	3,075	第4段階(3割負担)	1,445	2,066	6,586
要介護4	918	18	22	4	8	136	1,106	第1段階	300	880	2,286
								第2段階	600	880	2,586
								第3段階①	1,000	1,370	3,476
								第3段階②	1,300	1,370	3,776
								第4段階	1,445	2,066	4,617
								第4段階(2割負担)	1,445	2,066	5,723
	1,836	36	44	8	16	272	2,212	第4段階(3割負担)	1,445	2,066	6,828
	2,754	54	66	12	24	407	3,317	第4段階(3割負担)	1,445	2,066	6,828
要介護5	987	18	22	4	8	145	1,184	第1段階	300	880	2,364
								第2段階	600	880	2,664
								第3段階①	1,000	1,370	3,554
								第3段階②	1,300	1,370	3,854
								第4段階	1,445	2,066	4,695
								第4段階(2割負担)	1,445	2,066	5,880
	1,974	36	44	8	16	291	2,369	第4段階(3割負担)	1,445	2,066	7,064
	2,961	54	66	12	24	436	3,553	第4段階(3割負担)	1,445	2,066	7,064

※送迎利用の場合、片道184円(1割負担)・368円(2割負担)・552円(3割負担)加算されます。

※連続して60日を超えて入所した場合、介護サービス費が減算されます。(1割負担30円 2割負担60円 3割負担90円)

## 6. 嘱託医

(1) 医療機関の名称	男鹿加藤診療所
医院長名	越 川 智 康
所在地	男鹿市脇本脇本字下谷地 3 9 番地 1
電話番号	0 1 8 5 - 2 2 - 2 0 0 1
診療科目	内科・循環器内科
協力契約の内容	①利用者の容体が急変した場合の緊急対応措置 ②利用者が入院の必要がある場合の医療機関の紹介

### (2) 利用者の医療

- 1 病気やけがの治療はホームの嘱託医、または利用者が選択する医療機関で受けていただくことになります。
- 2 利用者の受診は飯田川、昭和地区で、希望があれば園の看護職員が対応します。緊急受診の場合はご家族に付き添っていただく場合もあります。
- 3 利用中の入院はその時点で、短期入所終了となります。

## 7. 協力医療機関と医療

医療機関の名称	厚生連湖東厚生病院	(秋田県南秋田郡八郎潟町)
	大坂歯科医院	(秋田県潟上市昭和 )
	ふただ歯科クリニック	(秋田県男鹿市船越 )

## 8. 職員の配置と勤務体制

以下は、指定ユニット型介護老人福祉施設30人と指定（介護予防）短期入所生活介護（空床型ユニット型）を含む体制である。

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人員数	勤務体制・資格など
施設長（管理者）	1名	常勤・兼務 社会福祉士
生活相談員	1名以上	常勤・兼務 社会福祉士
介護支援専門員	1名以上	常勤・兼務 介護支援専門員
看護職員	1名以上	常勤・兼務 看護師、准看護師
介護職員	9名以上	非常勤・常勤・兼務 介護福祉士
医師（嘱託医）	1名	非常勤・兼務 男鹿加藤診療所
機能訓練指導員	1名以上	常勤看護職員兼務
管理栄養士	1名以上	常勤・兼務 管理栄養士
調理職員	1名以上	非常勤・常勤・兼務 調理師
事務職員	3名以上	常勤・兼務
運転手・園内管理	1名以上	常勤・兼務
その他職員	2名以上	非常勤・兼務 宿直員

### <主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師（内科）	月2回 第1・3 木曜日 回診
3. 介護職員（ユニット型）	早番 6:00～15:00…… 3名（平常） 6:30～15:30
	日勤 9:30～18:30…… 3名（平常） 9:00～18:00 10:00～19:00
	7:30～12:30
	遅番 12:30～21:30…… 3名（平常） 11:30～20:30 11:30～20:30 12:00～21:00
	夜勤 21:20～ 6:20…… 2名
	ユ1 8:30～17:30 ユ2 9:00～18:00 } 1名以上
4. 看護職員（ユニット型）	※夜間は緊急の場合に備えて連絡体制を整備してあります。
5. 管理当直者	宿直 17:30～ 9:00…… 1名

※土曜日、日曜日、祝日、行事等により上記と異なる場合があります

## 9. 非常時・災害時の対策

- (1) 担当者(防火管理者) 災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者) 職・氏名:(センター長 鈴木信久)

- (2) 非常時の対応——別に定める「特別養老人ホームわかば園消防計画」等により対応します。
- (3) 非常通報の体制——非常火災通報体制は、非常通報装置により所轄消防署への通報および施設職員への連絡体制を確保しています。
- (4) 近隣との協力関係——飯田川消防団第1分団および羽立1区町内会と田屋町内会非常時の応援協力体制を確保しています。
- (5) 平常時の訓練と防災設備  
——別に定める「特別養護老人ホームわかば園」消防計画により、消防法に定められた総合訓練を年2回以上、夜間および昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。
- (6) 防災設備の概要——消防法および建築基準法に定められた火災報知器(全室および廊下)、全館にスプリンクラー設置、消火器(屋内9本)、パッケージ型消火栓6基、避難誘導灯、非常照明(各室、廊下、ホール)、非常用発電機、他担架等

## 10. 事故発生時の対応

指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、県及び秋田地域振興局、利用者の家族、居宅介護支援事業者、その他関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。そして、事故発生的事实を正確に記録・調査し、利用者の家族等に事故発生状況やその後の対応について説明致します。

利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 11. 当施設利用の留意事項

1. 事故保証——指定(介護予防)短期入所生活介護の提供中に、不可抗力により生じた損害、事故については、利用者、施設双方で協議することとします。
2. 来訪・面会——来訪者は、面会時間を遵守し、必ず職員に申し出てください。また、来訪者が、やむを得ず宿泊される場合には事前に許可を得てください。
3. 外出——外出の際には、必ず行き先および帰宅時間並びに同行される方の氏名等を職員に申し出てください。

#### 4. 居室・設備・器具の使用

————施設内の居室や設備、器具の利用は、本来の用途に従ってご利用ください。これに反し、故意または過失により損害を与え、無断で備品等の形状を著しく損なったときは、その損害を賠償し、または現状回復の費用を負担していただきます。

5. 喫煙・飲酒————指定場所にて喫煙していただきます。尚、タバコとライターは施設で預からせていただきます。

6. 迷惑行為等————利用者が、他の利用者や職員に対し、著しい迷惑になる行為（全てのハラスメント行為等）があり、話し合いにより改善される見通しが無い場合は、家族と施設双方で協議し、今後の処置を決めます。

7. 所持品の管理————利用者の所持品は上限2千円とし、それ以上の額については話し合いによりお預かりします。ただし、自己管理での所持金が紛失した場合は自己責任とします。

8. 宗教・政治活動————利用者の方々に安心してご利用していただくため、一切そのような活動はお断りします。

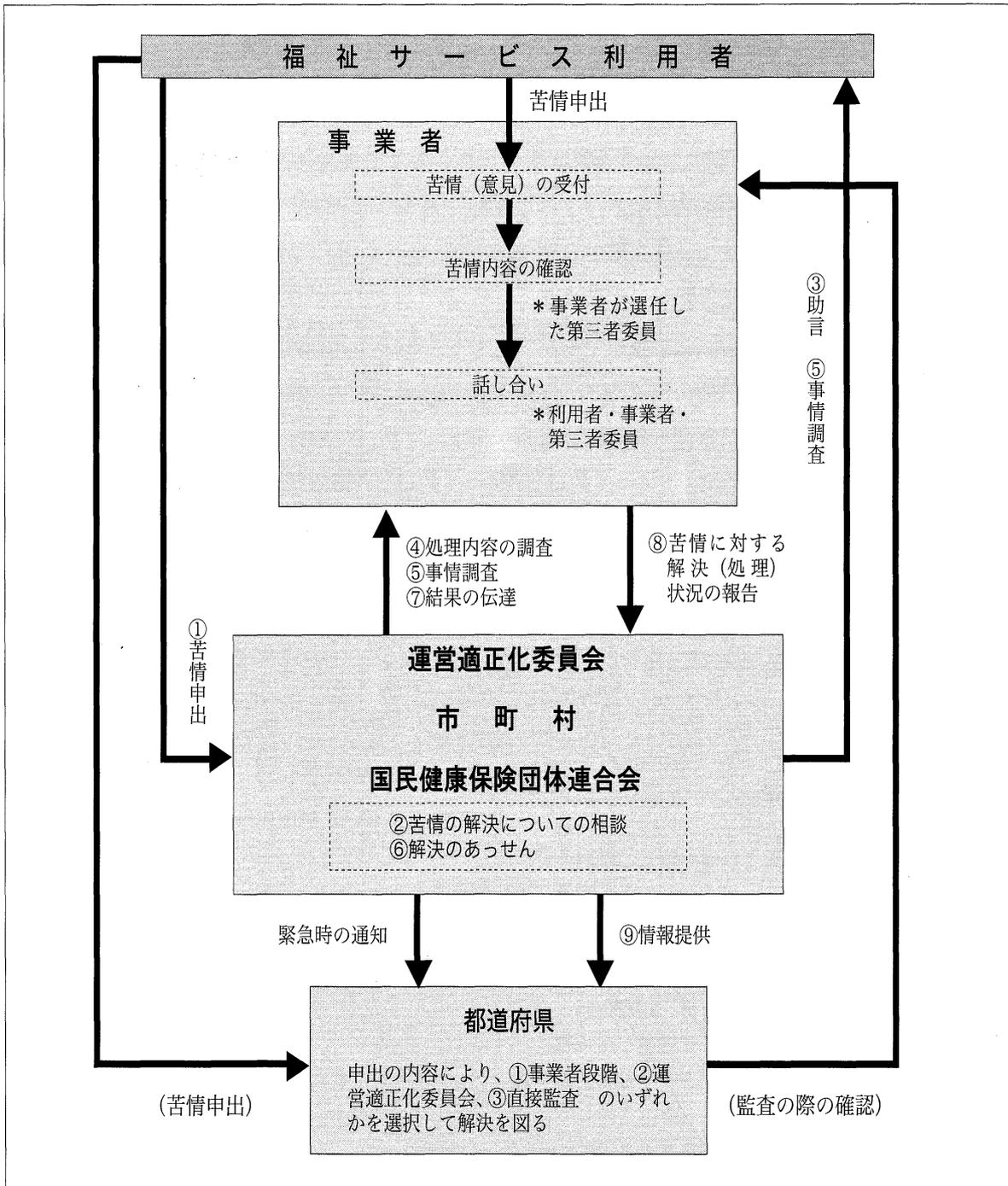
## 12. 苦情処理

利用者、またはその家族から提供したサービス等に関する苦情があった場合、迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口・担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとします。

### 苦情申し立て先

当施設ご利用相談室	窓口担当者： 生活相談員 門 間 介 ご利用時間： 毎日午前9時00分から午後6時00分 ご利用方法： 電話 018-877-7077 Fax 018-877-7036 めやす箱： 玄関に設置
社会福祉法人ふたあら福祉会 サービス苦情処理解決 第三者委員会	小玉喜久子 鑑 智子 淡路 典子
秋田県運営適正化委員会	秋田県福祉サービス相談支援センター TEL 018-864-2726 Fax 018-864-2702
潟上市	健康長寿課（長寿支援班） TEL 018-853-5323
秋田市	健康長寿課 TEL 018-888-5672
男鹿市	介護サービス課 TEL 0185-24-9119
井川町	健康福祉課 TEL 018-874-4117
五城目町	健康福祉課 TEL 018-852-5107
八郎潟町	福祉課 TEL 018-875-5808
秋田県国民健康保険団体連合会	相談専用電話 TEL 018-883-1550

福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



### 1 3. 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 定期的に研修等を実施し、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ②（介護予防）短期入所生活介護計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ④虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ⑤虐待防止のための指針の整備をしています。
- ⑥サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 高齢者虐待対応窓口

当施設虐待防止に関する責任者	生活相談員 門 間 介 TEL 018-877-7077
秋田県健康福祉部 長寿社会課	TEL 018-860-1361
潟上市地域包括支援センター	TEL 018-853-5318

### 1 4. 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、施設として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ②非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 5. 衛生管理等について

- (1) 短期入所介護の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
  - ③事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

1 6. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 7. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	令和	年	月	日
		結果の開示	1 あり	2 なし		
2 なし						
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日				
		評価機関名称				
		結果の開示	1 あり	2 なし		
2 なし						

令和 年 月 日

飯田川ショートステイセンターわかば園ユニットの利用開始に際し、本書面に  
基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職員 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、飯田川ショートス  
テイセンターわかば園ユニットの利用開始に同意し、交付を受けました。

利 用 者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

利用者の家族など 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_